

東京大学紅茶同好会 KUREHA 役員に関する細則

第一章 総則

第一条 この細則は、東京大学紅茶同好会 KUREHA 規約（以下「規約」という）第三十七条に基づき、東京大学紅茶同好会 KUREHA（以下「当会」という）役員の選定及び職掌を定めることを目的とする。

第二条 この細則は、規約第三十八条により、改正される。

第二章 役員の名

第三条 会長は、選出後、遅滞なく他の役員を指名しなければならない。

第四条 会長により役員に指名された会員は、やむを得ない事情を有し、その職務を遂行することが困難な場合、就任を拒否できる。

2 前項に基づき、就任を拒否する会員は、その事由を開示することを強制されない。

3 会長により役員に指名された会員がその就任を拒否した場合、会長は、遅滞なく、他の会員を指名しなければならない。

第三章 役員の罷免及び辞任

第五条 規約第十五条または第十六条に基づき、役員会に発議された役員の罷免または辞任は、全役員の過半数の賛成で決する。

第六条 会長は、副会長以下の役員が欠ける場合、前任の役員と共同して、その職務を代行する。

第四章 役員の職掌

第七条 会長は、会を代表し、会の活動を総括する。

第八条 副会長は、会長を補佐し、複数の役員の職掌にまたがる活動がある場合には、会長の助言に基づき、企画調整を行う。

第九条 会計担当役員は、出納及び会計を行い、会費及び会所有の口座を管理する。

第十条 広報担当役員は、会の広報に用いているウェブサイトや SNS 等を管理する。

第十一条 渉外担当役員は、他大学のサークルやその他の団体との交流や学外でのイベントの運営を管理する。

第十二条 規約第十二条二項に基づく臨時の役員は、その指名にあたり会長が指定した職務を行う。